

岩手県企業局管理規程第8号

企業局建設工事監督検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局建設工事監督検査規程の一部を改正する規程

企業局建設工事監督検査規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (工事の監督等) 第2条 工事の監督は、工事ごとに、企業局長の指定する <u>吏員</u> (以下「監督員」という。)が行う。 2 [略] (完成検査) 第3条 工事の検査は、工事完成の届出があった <u>つど</u> 、企業局 長の指定する <u>吏員</u> が行う。 | (工事の監督等) 第2条 工事の監督は、工事ごとに、企業局長の指定する <u>職員</u> (以下「監督員」という。)が行う。 2 [略] (完成検査) 第3条 工事の検査は、工事完成の届出があった <u>都度</u> 、企業局 長の指定する <u>職員</u> が行う。 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。